

福島市景観まちづくり計画（案）の概要

福島市都市政策部都市計画課

1. 策定の背景と目的

【背景】

豊かな自然に恵まれた本市は、魅力にあふれ、ゆとりや潤いのある景観形成を図るため、平成13年に景観条例の制定と、景観形成基本計画の策定を行い、市全域を対象に一定規模を超える建築等について、届出制度を運用して景観形成を図ってきました。

平成16年の国による景観法の制定を受け、本市は平成23年に景観行政団体へ移行し、法の諸制度を活用しながら、地域の特性を生かし景観を通して“まち”への愛着や誇りを育む、新たな景観まちづくり計画の策定を進めております。

【目的】

景観まちづくりに関する方針や行為の制限に関する事項を明らかにし、市民・事業者との協働による景観まちづくりの実現を図ることを目的として、法に基づく制度体系に移行し、法の諸制度を活用しながら、『“福島らしさ”の演出』、『実効性のある届出制度』、『景観重点地区の指定』等を目指します。

2. 景観形成の基本理念と景観像

【基本理念】

ふくしまの個性を生かし魅力を演出する風景づくり

【景観像】

未来に伝えたいふるさとの^{たからもの}景観があふれるまち

3. 景観まちづくり計画で決定する内容

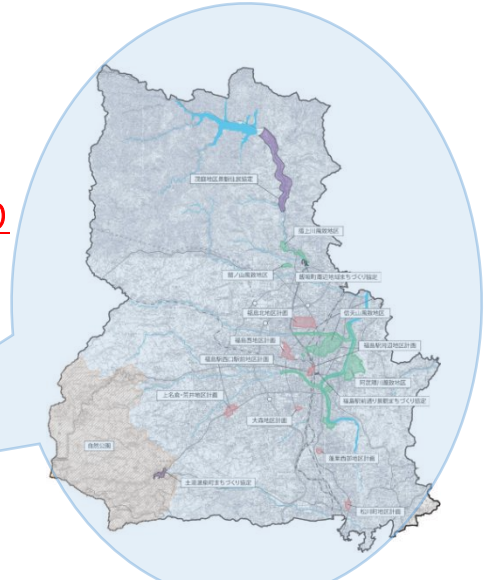
1) 景観計画区域

本市の景観計画区域は、**市全域**とします。

2) 市民協働の景観まちづくり方針

景観形成基本計画に掲げた7つの基本方針に沿って、“福島らしさ”の現れた景観の保全・創出を図るため、地域の特色を生かした市民協働による景観まちづくりに関する7つの方針を下記のとおり定めます。

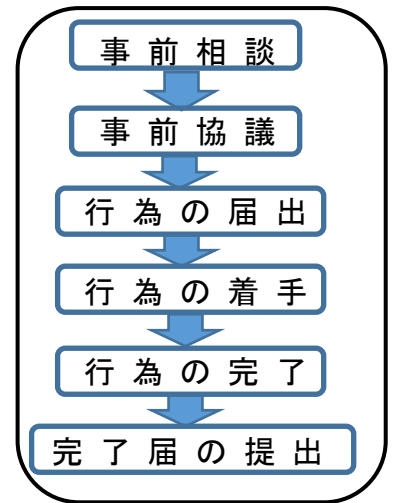
- ① **豊かな自然**を育む景観まちづくり方針
- ② **居住環境**に配慮した景観まちづくり方針
- ③ **産業活動**が作り出す景観まちづくり方針
- ④ **拠点**を特徴づける景観まちづくり方針
- ⑤ **交通・河川軸**に沿った景観まちづくり方針
- ⑥ **歴史資源**を活用した景観まちづくり方針
- ⑦ **福島らしい眺望**を守る景観まちづくり方針



3) 行為の届出に関する事項

景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為を法に基づく届出制度により景観誘導を図ります。主な対象行為と届出の流れは、以下のとおり定めます。

- ・建築物の新築・増改築等は、
高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
- ・工作物の新設・増改築等は、
擁壁 高さ5mを超えるもの
電波塔 高さ10mを超えるもの
太陽光パネル 合計面積1,000㎡を超えるもの
- ・開発行為は、行為面積10,000㎡を超えるもの
- ・土地の形質変更は、行為面積10,000㎡を超えるもの
- ・物件の堆積は、高さ3m又は行為面積500㎡を超えるもの



4) 行為の制限に関する事項

届出対象に該当する行為については、以下の事項に適合頂きます。

- 行為ごとの景観に配慮すべき事項
- 色彩推奨値



5) 景観資源の保全に関する事項

地域の景観資源を保全・活用するため以下の事項を定めます。

- ①景観重要建造物の指定方針
- ②景観重要樹木の指定方針
- ③景観重要公共施設の整備に関する事項
- ④景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項



6) 景観まちづくりの推進を図る事項

景観形成の基本理念・目標の実現に向けて以下の取組を推進します。

- 景観アドバイザー制度の創設
- 地域のルールづくりへの支援（景観重点地区、景観住民協定等）
- 良好な景観形成への取組に対する表彰制度や眺望認定制度の創設

魅力を高め交流を促進するような「福島らしさ」の現れた景観を有する地区を、地域の方々と合意形成を図り、以下の方針に基づき景観重点地区に指定していきます。

- ・福島を代表する素晴らしい眺望が望める地区
- ・景観形成に関する自主的な取り組みがなされている地区
- ・歴史的景観を有する地区
- ・屋外広告物と景観との調和が必要な地区

